【個人番号（マイナンバー）制度導入に伴う確認書類について】

個人番号（マイナンバー）制度導入によって、平成２８年分からのふるさと納税に伴うワンストップ特例申請書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となりました。

また、ご本人のなりすましを防止するために、申請書の提出とあわせて①「個人番号確認の書類」と②「本人確認の書類」のコピーの提出をお願いいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 「個人番号カード」をお持ちの方 | 「通知カード（氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているもの）」をお持ちの方 | 「個人番号カード」「通知カード」のどちらも無い方 |
| **①個人番号確認の書類** | 個人番号カードの裏のコピー | 通知カードのコピーただし裏面に転居先等の記載がある場合は両面 | 個人番号が記載された住民票のコピー |
| **②本人確認の書類** | 個人番号カードの表のコピー | 下記いずれかの身分証のコピー　・運転免許証　・運転経歴証明書　・旅券（パスポート）　・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳　・在留カード　・特別永住者証明書※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。 |
|  |  | 上記の本人確認書類を有していない場合は、下記のいずれか２つの身元確認書類の氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。〇各被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書〇国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書〇印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、〇源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書 |

お問合せ先

北秋田市役所総合政策課政策係

０１８６－６２－６６０６